

中間試案のたたき台（１）

目次

第１	民事執行.....	2
第２	民事保全.....	9
第３	破産手続（部会資料１０の予定）.....	12
第４	民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続（部会資料１０の予定）.....	12
第５	非訟事件.....	12
第６	民事調停.....	17
第７	労働審判.....	20
第８	人事訴訟（部会資料１０の予定）.....	23
第９	家事事件（部会資料１０の予定）.....	23
第１０	子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）（部会資料１０の予定）.....	23
第１１	その他（部会資料１０の予定）.....	23

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

第1 民事執行

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手続において裁判所（執行官を除く。以下1及び2において同じ。）に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

民事執行の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(注) 本文の考え方のほか、民事執行の手続における申立て等については、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

イ 管理人等

【甲案】

強制管理の手続における管理人等の民事執行の手続において裁判所から選任された者は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

強制管理の手続における管理人等の民事執行の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等につき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出書面等をファイルに記録しなければ

ならないものとするについて、検討する。

(注) 裁判所に提出された書面等について、法律上、全ての事件につき下記(2)のルールを適用するとの考え方がある一方で、電子化を目指しつつも、民事執行の手続の特性を考慮し、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

前者の考え方の中にも、下記(2)ア②の電子化をしない場合の「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」との要件に代えて、民事執行の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

後者の考え方について具体的なものとしては、裁判所の判断で電子化することも可能であることを前提とした上で、①法律上、裁判所が電子化しなければならない事件を一定の範囲のものとする考え方、②電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする考え方、③当事者又は利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする考え方がある。

(2) 提出書面等の電子化のルール

ア 原則

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等の電子化のルールは、次の規律とする。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

民事執行の手続において、民訴法第132条の12第1項各号及び第132条の13各号と同様に、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、①第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密で特に必要がある部分及び②秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書、調書等の電子化

民事執行の手續において裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書や配当表等については、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋

民事執行の手續における口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋について、民訴法第87条の2及び同法第187条を準用し、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議」という。）及び音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（以下「電話会議」という。）を利用することができるものとする。

(2) 売却決定期日及び配当期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

(前注) ここでは、売却決定期日及び配当期日があることを前提としているが、後記5のとおり、売却決定期日及び配当期日を廃止するとの考え方もある。

【甲案】

売却決定期日及び配当期日においては、ウェブ会議及び電話会議を利用して、当該期日の手續に参与することができるものとする。

【乙案】

売却決定期日及び配当期日においては、ウェブ会議を利用して、当該期日の手續に参与することができるものとし、電話会議を利用して当該期日の手續に参与することはできないものとする。

(注1) 甲案及び乙案のいずれかを採用した場合の具体的な規律の内容としては、次のような考え方がある。

1 売却決定期日

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウ

ウェブ会議（又は電話会議）によって、売却決定期日における手続を行うことができるものとする。

- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

2 配当期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議（又は電話会議）によって、配当期日における手続を行うことができるものとする。

- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

（注2）ウェブ会議（又は電話会議）により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

(3) 財産開示期日

ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

【甲案】

財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議を利用して、申立人が当該期日の手続に関与することができるものとする。

【乙案】

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、申立人が当該期日の手続に関与することができるものとし、電話会議を利用して当該期日の手続に関与することはできないものとする。

（注1）甲案及び乙案のいずれかを採用した場合の具体的な規律の内容としては、次のような考え方がある。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議（又は電話会議）によって、その申立人を財産開示手続に参加させることができる。

- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その期日に出頭したものとみなす。

（注2）申立人のウェブ会議（又は電話会議）による手続参加を認めるに当たり、申立人及び債務者（開示義務者）の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

- ① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によ

って、その債務者から陳述を聴取することができる。

a 開示義務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、開示義務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合

b 事案の性質、開示義務者の年齢又は心身の状態、開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合

c 申立人に異議がない場合

② ①の規律により開示義務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなす。

(注) 本文とは別に、本文イ①bの事由がある場合に、ウェブ会議の利用を認めることを否定する考え方がある。

(後注) 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるとの考え方がある。

5 売却及び配当

(1) 売却決定期日を経ない売却

売却決定期日において売却の許可又は不許可の決定を行う仕組みとは別に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述するための一定の期間を設定することにより、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却決定期日を指定し、又は、売却の許可若しくは不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）及び売却の許可若しくは不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。

② ①において売却決定期日を指定した場合には、当該期日において売却の許可又は不許可の決定をするが、意見陳述期間を指定した場合には、①で指定した売却決定の日に、期日外で売却の許可又は不許可の決定をする。

③ ①において売却決定の日を指定した場合には、売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告期間は、民執法第10条第2項の規定にかかわらず、当該売却決定の日から起算する。

(注) ①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民事執行規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等（同規則第36条、第37条）と同様に、公告及び通知をすべきものと

する。

(2) 配当期日を経ない配当

配当期日を経て配当を実施する仕組みとは別に、配当異議の申出をするための一定の期間を設定することにより、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、配当期日の指定に代えて、配当異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定することができる。
- ② 民執法第85条第1項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、①において配当期日を指定した場合には、当該配当期日において行うが、異議申出期間を指定した場合には、当該期間に先立ち、期日外において行う。
- ③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送達又は送付しなければならない。
- ④ 配当異議の申出は、①において配当期日を指定した場合には、当該配当期日において、異議申出期間を指定した場合には、当該期間内に、これを行わなければならない。

（後注）本文(1)及び(2)に掲げた考え方とは別に、売却決定期日及び配当期日を指定する仕組みを廃止し、期日を経ることなく売却又は配当を行う仕組みのみとする考え方がある。

6 電子化された事件記録の閲覧等

利害関係を有する者は、電子化された事件記録（以下「電磁的事件記録」という。）について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとし、その具体的な規律の内容を、民訴法第91条の2及び第91条の3と同様とするものとする。

（注1）電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、事件の係属中いつでも、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）配当要求をした債権者も、当事者と同様に、事件の係属中いつでも、裁判所外端末

を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事執行の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までと同様の規律とするものとする。

(2) 公示送達

民事執行の手続における公示送達について、民訴法第111条と同様の規律とするものとする。

(後注) 民事執行の手続における公告の方法を見直し、裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所設置端末を使用して閲覧することができるようにすることに加えて、公告事項又はその要旨を裁判所のウェブサイトで公示する方法を導入するとの考え方がある。

8 債務名義の正本の提出・執行文の付与

(1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義に係る電磁的記録自体に基づいて実施することとし、債務名義を証明する文書の提出は不要とするものとする。

(注) 本文に掲げるもののほか、民事執行の手続において裁判の正本を提出することとされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき(強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等)についても、本文の規律と同様に、当該裁判を証明する文書の提出を不要とするものとする。

(2) 執行文に関する規律の見直し

ア 単純執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり単純執行文の付与が必要となるケースでも、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、単純執行文の付与を不要とするものとする。

(注1) 債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を必要とする考え方もある。

(注2) 債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を不要とする考え方もある。

イ 特殊執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり特殊執行文が必要となるケースについては、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、債務名義作成機関等による特殊執行文の付与を必要とするものとする。

9 執行官と民事執行の手続のIT化

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様にIT化するものとする。

(注) いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律（前記1及び2）と同様とするものとする。

10 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟の手続と同様の規律とする。

(注2) 費用額確定処分等の申立ての期限について、民事訴訟の手続と同様の規律とする。

(注3) 民執法第91条第1項に基づき配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための方策について検討すべきとの考え方がある。

第2 民事保全

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等につき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出書面等をファイルに記録しなければならないものとするについて、検討する。

(注) 裁判所に提出された書面等について、法律上、全ての事件につき下記(2)のルールを適用するとの考え方がある一方で、電子化を目指しつつも、民事保全の特性を考慮し、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

前者の考え方の中には、下記(2)ア②の電子化をしない場合の「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」との要件に代えて、民事保全の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

後者の考え方について具体的なものとしては、裁判所の判断で電子化することも可能であることを前提とした上で、①法律上、裁判所が電子化しなければならない事件を一定の範囲のものとする考え方、②電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする考え方、③当事者又は利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする考え方がある。

(2) 提出書面等の電子化のルール

ア 原則

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等の電子化のルールは、次の規律とする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

民事保全の手続において、民訴法第132条の12第1項各号及び第132条の13各号と同様に、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、第三者

閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、①第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密で特に必要がある部分及び②秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについては、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

民事保全の手続における口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋について、民訴法第87条の2及び同法第187条と同様に、ウェブ会議及び電話会議を利用することができるものとする。

(注1) 民保法第23条第4項所定の仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日については、債務者がウェブ会議の方法によらなければその期日において関与することができないとし、電話会議の利用を認めないとの考え方がある。

(注2) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日については、ウェブ会議の利用のみを認める（電話会議による方法は認めない）こととする考え方がある。

5 電子化された事件記録の閲覧等

利害関係を有する者は、電子化された事件記録（電磁的事件記録）について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができる（ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。）ものとし、その具体的な内容を、民訴法第91条の2及び第91条の3と同様とするものとする。

(注) 電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

6 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事保全の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までと同様の規律とするものとする。

(2) 公示送達

民事保全の手続における公示送達について、民訴法第111条と同様の規律とするものとする。

7 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とする。

(注2) 費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律とする。

(注3) 保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化することとする。

(注4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面（民保法第37条第1項）については、保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認することとして、起訴命令を発せられた債権者による提出を不要とするものとする。

第3 破産手続（部会資料10の予定）

第4 民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続（部会資料10の予定）

第5 非訟事件

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手続における申立て等について、民訴法第132条の10の規

定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手続代理人等

非訟事件の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 非訟事件の手続によって裁判所が選任した者

【甲案】

非訟事件の手続によって裁判所が選任した者は、その選任された者として関与する非訟事件の手続においては、申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

非訟事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等をファイルに記録することにつき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、提出書面等の電子化の義務を裁判所に課すことについて、検討する。

(注) 裁判所に提出された書面等について、法律上、全ての事件につき下記(2)のルールを適用するとの考え方がある一方で、電子化を目指しつつも、民事執行の手続の特性を考慮し、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

前者の考え方の中には、下記(2)ア②の電子化をしない場合の「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」との要件に代えて、非訟事件の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

後者の考え方につき具体的なものとしては、裁判所の判断で電子化することも可能であることを前提とした上で、①法律上、裁判所が電子化しなければならない事件を一定の範囲のものとする考え方、②電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律

上電子化しなければならないものとする考え方、③当事者又は利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする考え方がある。

(2) 提出書面等の電子化のルールの特則

ア 原則

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等の電子化のルールは、次の規律とする。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、非訟事件の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

非訟事件の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿事項の届出書面等に記載された事項のほか、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が必要があると認めるものについては、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の期日の参加

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(2) 専門委員の期日における意見聴取

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べることができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べるができるものとする。

5 和解と送達又は送付

【甲案】

和解を記載した調書は、送達しなければならないものとする。

【乙案】

和解を記載した調書は、送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

6 電子化された事件記録の閲覧等

閲覧等について裁判所の許可を要する現行非訟法第32条第1項の規律を基本的に維持し、電子化した事件記録については、当事者又は利害関係を有する者は、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。

(注1) 閲覧等の裁判所の許可の規律を一部改めて、事件の記録のうち当事者が自ら提出した書面等についてはその閲覧等につき許可を要しないとするとの考え方がある。

(注2) 電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用

いた閲覧等の請求をすることができる。

② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注3) 当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができる((注2)②)ようにするための閲覧等の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧等の許可を得た部分を再度閲覧等する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧等を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(事前の許可を可能とする)との考え方がある。

(注4) 裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるものとする。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟の手続と同様の規律とするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないものとする。

9 公示催告事件における公告

(1) 裁判所設置端末の利用

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(2) 裁判所のウェブサイト掲載

【甲案】

公示催告事件についての公告において、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

特段の規律を設けない。

第6 民事調停

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手続における申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等をファイルに記録することにつき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用するものとする。

(2) 提出書面等の電子化のルールの原則

ア 原則

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等の電子化のルールは、次の規律とする。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限

りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

民事調停手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうちこれが開示されることにより当事者の事業活動に支障が生ずることを防止するために特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、①第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密で特に必要がある部分及び②秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについては、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

5 調停と送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、送付しなければならないものとする。

(注) 甲案・乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

6 事件記録の閲覧等

(1) 電子化された事件記録の閲覧等

当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録（電磁的事件記録）について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。どうか。

(注) 電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停手続においても秘密保護のために第三者による閲覧等を制限する制度を設けるために、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用するものとする。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様

の規律とする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟の手續と同様の規律とするほか、納付命令を書記官権限とするとともに、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとするものとする。

(注3) 特定調停における手續については、民事調停のIT化及び破産手續のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。

第7 労働審判

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手續における申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手續において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等をファイルに記録することにつき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用するものとする。

(2) 提出書面等の電子化のルールの原則

ア 原則

裁判所に提出された書面等の電子化のルールとして、次の規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

労働審判手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、①第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密で特に必要がある部分及び②秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書、調書等の電子化

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについては、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

5 調停と送達又は送付

(1) 調停における合意を記載した調書

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(2) 審判書に代わる調書

【甲案】

審判書に代わる調書は、送達しなければならないものとする。

【乙案】

審判書に代わる調書は、送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。

(注) 電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

7 送達等

電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

8 その他

(注1) ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記

録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述など、I Tを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟の手続と同様の規律とするほか、納付命令を書記官権限とするとともに、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとするものとする。

第8 人事訴訟 (部会資料10の予定)

第9 家事事件 (部会資料10の予定)

第10 子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法) (部会資料10の予定)

第11 その他 (部会資料10の予定)